

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 25 年告示第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

(9) 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（熊本市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 熊本市手数料条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

（提出理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、個人番号カードの交付に係る手数料の規定を削るため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。